一六五五　主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令第十六条第一項第二号の規定に基づき農林水産大臣が指定する者を指定した件の一部を改正する件　二一　二
一六五六　肥料を登録した件　二一　三
一六五七　肥料を仮登録した件　二一　四
一六五八―一六八六　保安林の指定をする件　二二　105　一
一六八七　種苗法第四十九条第一項第四号の規定に基づき品種登録を取り消した件　二三　二
一六八八―一六九八　保安林の指定をする件　二三　二
一六九九―一七一二　保安林の指定を解除する件　二三　四
一七一三　漁業の免許について免許の内容たるべき事項等を定めた件　二三　106　一七
一七一四　農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則第七条の農林水産大臣が定める特定対象農産物の単位面積当たりの収穫量を定める件　二四　八
一七一五―一七二八　保安林の指定を解除する件　二七　五
一七二九　保安林の指定及び指定を解除する件　二七　六
一七三〇―一七三七　保安林の指定施業要件を変更する件　二七　六
一七三八―一七四六　種苗法第四十九条第一項第五号の規定に基づき品種登録を取り消した件　二七　108　七
一七四七　農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則第十一条第一項の農林水産大臣が定める対象農産物の単位面積当たりの収入額等を定める件　二八　三
一七四八　農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則第十二条第一項の農林水産大臣が定める対象農産物の単位面積当たりの標準的な収入額を定める件　二八　四
一七四九　農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の規定に基づき、登録認定機関の業務廃止の届出があった件　二八　四
一七五〇―一七六五　保安林の指定施業要件を変更する件　二八　四
一七六六　卸売業者の事業の譲渡し及び譲受けについて認可した件　二九　四
一七六七―一七八一　保安林の指定施業要件を変更する件　三〇　四
一七八二　種苗法第十三条第二項の規定に基づき品種登録出願を取り下げた件　三〇　六
一七八三　アメリカ合衆国産さくらんぼの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件の一部を改正する件　三一　五
一七八四―一七九六　保安林の指定施業要件を変更する件　三一　五
二　海岸法の規定による海岸保全施設の管理の所掌の方法についての協議が成立した件　一六　七

○経済産業省

一二七　電気用品安全法第三十四条の規定による届出があった件　一　七
一二八　消費生活用製品安全法第二十一条の規定による届出があった件　一　七
一二九　輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表の一部を改正する件　一　七
一三〇　高圧ガス保安法第三十九条の三及び第三十九条の五の規定に基づき認定完成検査実施者及び認定保安検査実施者を認定した件　九　五
一三一　高圧ガス保安法第三十九条の十二第一項の規定に基づき認定完成検査実施者及び認定保安検査実施者の認定を取り消した件　九　五
一三二　石油の備蓄の確保等に関する法律施行規則第三十三条第二項の規定に基づき経済産業大臣が定める要件の一部を改正する告示　一〇　97　四六
一三三　容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示の一部を改正する告示　一三　六
一三四　中小企業信用保険法第二条第四項第一号の事業者を指定する件　一三　六
一三五　電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令第一条の二の規定に基づき学校の名称の変更届出があった件　一六　七
一三六　電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令第一条の三の規定に基づき学校の認定を取り消した件　一六　八
一三七　輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表の一部を改正する件　一六　八
一三八　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第二十六条第一項の規定に基づき補助金等の交付に関する事務を委任した件の一部を改正する件　一六　特13　七二
一三九　補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定める件の一部を改正した件　一六　特13　七三
一四〇　福島原子力事故影響対策特別交付金交付規則　一六　特13　七九
一四一　電気事業法第五十七条の二第一項の登録調査機関として登録の更新をした件　二一　七
一四二　電気用品安全法第三十一条第一項の規定に基づき同法第九条第一項の登録をした件　二七　八
一四三　中小企業支援法第十一条第一項の規定に基づき中小企業診断士を登録した件　二七　九
一四四　中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第十三条第三項の規定に基づき氏名に係る登録簿の変更をした件　二七　九
一四五　中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第十五条第一項の規定に基づき登録の消除をした件　二七　九